

# EUにおける「難民12万人割当て決定」

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 田村 祐子

## 【目次】

はじめに

I EUの難民庇護の枠組み

II 背景・経緯

1 「12万人割当て決定案」提出に至るまで

2 「12万人割当て決定案」の内容及び審議過程

III 「12万人割当て決定」の構成及び主な内容

おわりに

翻訳：イタリア及びギリシャの利益のための国際的保護の領域における暫定措置を制定する2015年9月22日の理事会決定 (EU) 2015/1601

はじめに

中東及び北アフリカにおける政治・社会情勢の不安が長期化するに伴い、安住の地を求めて大量の難民が欧州に押し寄せている。難民問題の深刻化を受けて、欧州連合（EU）は2015年9月22日、域内への流入ルートの主な入口となっているイタリア及びギリシャの救済策として、今後2年の間にこれらの国に到達する国際的保護を必要とする者計12万人を他の加盟国に割り当てて再配置する、「イタリア及びギリシャの利益のための国際的保護の領域における暫定措置を制定する2015年9月22日の理事会決定2015/1601<sup>(1)</sup>」（以下、「12万人割当て決定」）を速やかに採択し、同月24日に公布、施行した。本稿では、第I章でEUの難民庇護の枠組み、第II章で「12万人割当て決定」の提案経緯及び審議過程、第III章で「12万人割当て決定」の構成及び主な内容について紹介し、併せて全文を訳出する。

## I EUの難民庇護の枠組み

欧州における難民庇護は、1954年発効の国際条約「難民の地位に関する条約」（ジュネーブ条約）<sup>(2)</sup>、及びその地理的・時間的限定性を廃した1967年発効の「難民の地位に関する議定書」（ニューヨーク議定書）<sup>(3)</sup>に基づいて各国で行われてきており、EU加盟国共通の法的枠組みは長らく存在しなかった。EUでの法的枠組みが規定されたのは、1997年採択、

---

(1) “Council Decision (EU) 2015/1601 of 22 September 2015 establishing provisional measures in the area of international protection for the benefit of Italy and Greece,” *Official Journal of the European Union*, L248, 2015.9.24, pp.80-94. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015D1601&qid=1456115508845&from=EN>> 以下、インターネット情報は2016年2月29日現在である。なお、EU法における「決定」とは、基本条約の下に規定される、「規則」や「指令」に並ぶ「法令行為」の一種であり、達成させるべき結果だけでなく、そのために必要な形式及び手段を定めている点がその特徴である。庄司克宏『新EU法 基礎篇』岩波書店, 2013, pp.209-212を参照。

(2) 1951年採択、1954年発効。第二次世界大戦及びその後の東欧諸国の社会主義化によって発生した難民を救済することを目的に、難民の定義、難民の法的地位等を規定する。既存の難民保護条約の統合・集大成となっており、難民法の「マグナ・カルタ」とも呼ばれる。筒井若水編集代表『国際法辞典』有斐閣, 1998, p.265.

(3) 1967年1月31日採択、同10月4日発効。同上, p.264.

1999年発効のアムステルダム条約 (Amsterdam Treaty)<sup>(4)</sup> においてであった。同条約において、難民、亡命者等についても自由、安全、公正に基づく社会の恩恵を受けることが規定され、難民の庇護に関する関連規定は現在の欧州連合条約 (European Union Treaty) 第2条 (連合の諸価値に関する規定) 及び欧州連合運営条約<sup>(5)</sup> (Treaty on the Functioning of the European Union) 第78条 (庇護に関する規定) に受け継がれている。

これらの条約の実施に係る主要規定は、以下のとおりとなっている。

#### ① ダブリン規則 604/2013/EU<sup>(6)</sup>

「第三国国民又は無国籍者により加盟国の1つに提出された国際的保護の申請を審査する責任を負う加盟国を決定するための基準及びメカニズムを確立する規則 604/2013」。庇護希望者が複数の加盟国に次々と重複申請することを防ぐために制定された。審査する責任を負う加盟国を決める基準は、庇護申請者がEU域内に最初に入る経路となった加盟国であること、庇護申請者にビザを発給した加盟国であること、庇護申請者の家族がいる加盟国であること等である。

#### ② 「資格」指令 2011/95/EU<sup>(7)</sup>

「第三国国民又は無国籍者の国際的保護の受益者としての資格、難民又は補完的保護適格者のための均一の身分、及び、許可される保護内容のための基準に関する指令 2011/95/EU」。「難民」として国際的保護を与えるための基準を明確化している。「難民」としての認定基準を満たさない場合でも、死刑、拷問などを受けるおそれがあるために自国に戻ることができないと認められる場合には、「補完的保護 (subsidiary protection)」を受ける権利が与えられる。

#### ③ 「手続」指令 2013/32/EU<sup>(8)</sup>

「国際的保護の付与及び取消のための共通手続に関する指令 2013/32/EU」。公正かつ迅速でより質の高い庇護手続を行うため、庇護申請、審査、受けられる支援等について規定する。未成年等の特別な支援を必要とする者の保護についても規定している。

---

(4) アムステルダム条約では、従来基本的弱点と指摘されてきた人権条項の欠落を改善するために、加盟国に共通の原則である自由と民主主義の諸原則、人権と基本的自由の尊重及び法の支配を規定し、EUを自由、安全、公正な一地域として発展させることが定められた。この自由、安全、公正に基づく社会の恩恵は加盟国国民のみならず、第三国国民も享受することになる。金丸輝男編著『EUアムステルダム条約—自由・安全・公正な社会をめざして—』ジェトロ (日本貿易振興会), 2000, pp.8-10.

(5) 訳語については、奥脇直也・小寺彰編集代表『国際条約集』2014年版 (有斐閣) に依拠した。

(6) “Regulation (EU) No 604/2013 of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 establishing the criteria and mechanisms for determining the Member State responsible for examining an application for international protection lodged in one of the Member States by a third-country national or a stateless person (recast),” *Official Journal of the European Union*, L180, 2013.6.29, pp.31-59. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R0604&qid=1456114447008&from=EN>>

(7) “Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast),” *Official Journal of the European Union*, L337, 2011.12.20, pp.9-26. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32011L0095&qid=1456113930220&from=EN>>

(8) “Directive 2013/32/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on common procedures for granting and withdrawing international protection (recast),” *Official Journal of the European Union*, *op.cit.*(6), pp.60-95. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013L0032&qid=1456114129889&from=EN>>

④「受入」指令 2013/33/EU<sup>(9)</sup>

「国際的保護申請者の受入基準を定める指令 2013/33/EU」。庇護申請に関する決定が出るまでの間、一定の生活水準を申請者に保証するための共通下限基準を定めており、EU加盟国による庇護申請者への住居、衣服、食糧、医療等の保障を規定している。

⑤ EURODAC 規則 603/2013/EU<sup>(10)</sup>

庇護希望者の指紋を採取する根拠となる規定。各加盟国で採取された指紋は、ダブリン規則の基準に関連する他の情報と共に EURODAC と呼ばれる共通のデータベースに登録・管理され、庇護申請を審査する責任を負う加盟国を決めるために利用される。

## II 背景・経緯

## 1 「12万人割当て決定案」提出に至るまで

これまでも欧州へ向かう移民や難民は一定数存在したが、2015年春頃から庇護を求めて欧州に向かう者が急増した<sup>(11)</sup>。彼らの多くは、域内国境審査が不要なシェンゲン領域<sup>(12)</sup>の南端に位置するギリシャやイタリアへ海を渡って到達した後、難民支援の体制が整っているドイツやオーストリアを目指す。地中海を渡る海路のルートは、危険性が高く、以前から海難事故が相次いでいた<sup>(13)</sup>が、なかでも2015年4月19日にリビア沖で起きた密航船の転覆事故は、700人以上という、ここ数年で最も多くの犠牲者を出す悲劇的な事故であった。EUの行政を担う欧州委員会は、2015年5月13日、前月に起きたこの密航船転覆事故を受けての緊急措置と、2020年までの長期的な政策の指針をまとめた「移民に関する欧州の行動計画 (COM(2015)240final)」<sup>(14)</sup>を発表した。この行動計画では、緊急措置として、国境警備の強化、密航業者の取り締まりのほか、地中海ルートでギリシャ及びイタリアに到

(9) “Directive 2013/33/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 laying down standards for the reception of applicants for international protection (recast),” *Official Journal of the European Union*, L180, 2013.6.29, op.cit. (6), pp.96-116. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013L0033&qid=1456114293262&from=EN>>

(10) “Regulation (EU) No 603/2013 of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the establishment of ‘Eurodac’ for the comparison of fingerprints for the effective application of Regulation (EU) No 604/2013 establishing the criteria and mechanisms for determining the Member State responsible for examining an application for international protection lodged in one of the Member States by a third-country national or a stateless person and on requests for the comparison with Eurodac data by Member States’ law enforcement authorities and Europol for law enforcement purposes, and amending Regulation (EU) No 1077/2011 establishing a European Agency for the operational management of large scale IT systems in the area of freedom, security and justice (recast),” *Official Journal of the European Union*, op.cit.(6), pp.1-30. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R0603&qid=1456114365762&from=EN>>

(11) 欧州庇護支援事務所によると、2015年の庇護申請者は2014年の2倍以上、2008年以来最多の1,349,638人であった。European Asylum Support Office, “Latest asylum trends: 2015 overview.” <<https://easo.europa.eu/wp-content/uploads/LatestAsylumTrends2015.pdf>>

(12) 域内国境審査の撤廃、域外国境の共通管理、共通ビザの発給等を定めたシェンゲン協定 (Schengen Agreement) の参加国を包括的に指す地理的領域で、シェンゲン圏とも呼ばれる。イギリスとアイルランドを除くほぼ全てのEU加盟国に加え、非EU加盟国であるスイス、アイスランド、ノルウェー等も含まれる。神田正淑「EUの司法・内務」植田隆子ほか編著『新EU論』信山社, 2014, pp.104-118等を参照。

(13) 特に2013年10月3日、イタリア最南端のランペドゥーザ島沖で366人の犠牲者を出した事故は、EUが欧州国境監視システムを創設する契機となったが、それ以降も海路で欧州を目指し命を落とす者が絶えない。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の統計によると、2014年に海路で命を落とした4,272人のうち3,419人は地中海での犠牲者であった。加藤浩「EUにおける欧州国境監視システムの創設」『外国の立法』No.262, 2014.12, p.29. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8841949\\_po\\_02620003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8841949_po_02620003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>); 国連難民高等弁務官事務所「危険な海路で異動する難民、移民数が過去最多に」2014.12.10. <<http://www.unhcr.or.jp/html/2014/12/pr141210.html>>

達する大量の流入者に対応するための法案の提出が掲げられた。これに基づいて同年5月27日、今後2年間にイタリア及びギリシャに到達する4万人を他の加盟国に割り当てて再配置 (relocation) する「4万人割当て決定案 (COM (2015) 286final)」<sup>(15)</sup> が提出された。

しかし、その後も流入は減ることなく、夏にかけてさらに増加した<sup>(16)</sup>。これまで域内への主な流入ルートであったイタリア、ギリシャに加えて、セルビアとの国境からの陸路でのハンガリーへの流入も増加した。その対策のため、「4万人割当て決定案」の追加の緊急措置として2015年9月9日に、本稿で扱う「12万人割当て決定」の基となる「12万人割当て決定案 (COM(2015)451final)」<sup>(17)</sup> が提出された。

## 2 「12万人割当て決定案」の内容及び審議過程

「12万人割当て決定案」の内容は、明らかに国際的保護を必要とすることが認められる者計12万人をイタリア(1万5600人)、ギリシャ(5万400人)及びハンガリー(5万4000人)から他の加盟国へ再配置するものである。12万人は、2015年7、8月にイタリア及びギリシャにおいて国際的保護を求めた申請者数と2015年1月から8月までにハンガリーにおいて国際的保護を求めた申請者数の合計の約62%<sup>(18)</sup>にあたる(「4万人割当て決定案」は2014年にイタリア及びギリシャにおいて国際的保護を求めた申請者数を算定根拠とし、4万人はそのおよそ40%<sup>(19)</sup>にあたる)。再配置に参加する加盟国を支援するための予算は、総額78億ユーロ(約1兆円)<sup>(20)</sup>であり、その50%は加盟国が国・地域・地方レベルで迅速に行動を起こせるよう前もって支払われる。また、ある加盟国が、自然災害など欧州委員会が認める正当な理由によって一時的に再配置プロセスの全部あるいは一部に参加できない場合には、EUに対して補償金を支払うことで、最大で12か月間、再配置枠組みへの不参加を認められる、とされた。なお、イギリス、アイルランド及びデンマークについては、例外的に不参加が認められている<sup>(21)</sup>。

2015年9月8日に「4万人割当て決定案」を承認したばかりの欧州議会では、「12万人割当て決定案」が提出された9月9日には、ほとんどの欧州議会議員が新たな割当てに歓迎の意を示しており、9月17日に開かれた本会議においては同案に修正を加えることなく、正式に賛成の立場をとった<sup>(22)</sup>。欧州委員会は同日、提案からほぼ一週間という短期間で欧州議会が迅速な対応をしたことに謝意を示すとともに、9月22日のEU理事会<sup>(23)</sup>での

---

(14) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions A EUROPEAN AGENDA ON MIGRATION,” COM(2015)240final, 2015.5.13. <[http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CEL\\_EX:52015DC0240&qid=1456205425024&from=EN](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CEL_EX:52015DC0240&qid=1456205425024&from=EN)>

(15) European Commission, “Proposal for a Council Decision establishing provisional measures in the area of international protection for the benefit of Italy and Greece,” COM (2015)286final, 2015.5.27. <[http://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:7a15efe3-053d-11e5-8817-01aa75ed71a1.0001.02/DOC\\_1&format=PDF](http://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:7a15efe3-053d-11e5-8817-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF)>

(16) 2015年7、8月だけでギリシャに13万7000人以上、イタリアに4万2000人以上、ハンガリーには7万8472人が流入したとされる。田村祐子「【EU】難民問題をめぐる動向」『外国の立法』No.266-1, 2016.1, pp.6-7. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9593133\\_po\\_02660103.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9593133_po_02660103.pdf?contentNo=1)>

(17) European Commission, “Proposal for a Council Decision establishing provisional measures in the area of international protection for the benefit of Italy, Greece and Hungary,” COM (2015)451final, 2015.9.9. <[http://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:8c565a77-56ca-11e5-afbf-01aa75ed71a1.0009.02/DOC\\_1&format=PDF](http://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:8c565a77-56ca-11e5-afbf-01aa75ed71a1.0009.02/DOC_1&format=PDF)>

(18) *ibid.*, p.4.

(19) European Commission, *op.cit.*(14), p.5.

(20) 1ユーロは約127.65円(2016年4月分報告省令レート)。

(21) イギリス、アイルランド及びデンマークは、国境管理や警察・刑事司法協力などに関する「自由・安全・司法領域」の政策分野については、議定書に基づいて、オプトアウト(選択的離脱)が認められている。庄司 前掲注(1), p.94.

承認を強く求める声明を出した。

これを受けて、EU理事会は9月22日に「12万人割当て決定2015/1601」として採択した。なお、ハンガリーは当初から「12万人割当て決定案」に反対していたため<sup>(24)</sup>、採択された際には受益国から外され<sup>(25)</sup>、さらには再配置される側の加盟国に加えられることとなった<sup>(26)</sup>。その後、「決定」は、9月24日にEU官報に掲載され、同日付で施行された。

### Ⅲ 「12万人割当て決定」の構成及び主な内容

「決定」は全13か条からなり、イタリア及びギリシャから他の加盟国への再配置の人数を示した2つの附表が付されている。主な内容は、以下のとおりである。

#### (1) 目的

「決定」は、EU域外から押し寄せる難民の国際的保護申請審査及び受入れについて前線国として対応するイタリアとギリシャを支援するため、両国に到着した難民を他の加盟国に再配置するという暫定措置を制定するものである。また、加盟国への難民の流入状況とその影響について、今後も検討と対応を継続することとしている。(第1条)

#### (2) 適用

「決定」に基づく再配置の対象は、ダブリン規則に従えばイタリア及びギリシャが国際的保護申請の審査に責任がある国となる申請者である。また、申請者の出身国についても適用範囲が設定されており、国際的保護を認定される申請者の割合が多い国、すなわち自国に帰還あるいは在留することの危険度が高いとみなされる国の出身者のみが再配置の対象となる。具体的には、EUの四半期ごとの統計に基づき国際的保護の認定者数が申請者数の75%以上である国と規定されている。(第3条)

また、期限については、施行から2年後まで(2015年9月25日から2017年9月26日まで)にイタリア及びギリシャの領土に到着する者、並びに2015年3月24日以降にイタリア及びギリシャの領土に到着していた申請者に対してこの「決定」を適用すると規定している(第13条)。

(22) 「12万人割当て決定」は、EU理事会が欧州議会への諮問を経て法案を採択する「特別立法手続」にあたる。欧州議会が表明する意見には法的拘束力はないものの、欧州議会への諮問は義務的である。同上、pp.92-93。

(23) Council of the European Union, EU加盟国の閣僚級の理事会で、EU法の立法機関の1つ。

(24) 9月17日の欧州議会本会議における投票を前に、理事会議長国代表としてスピーチをしたルクセンブルク移民・難民担当相は、「ハンガリーは自国を〔恩恵を受けるべき〕前線の加盟国だとは考えておらず、この再配置枠組みの恩恵を望んでいない。」と発言している。European Parliament, “MEPs give go-ahead to relocate an additional 120,000 asylum seekers in the EU,” 2015.9.17. <[http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20150915IPR93259/20150915IPR93259\\_en.pdf](http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20150915IPR93259/20150915IPR93259_en.pdf)> その背景には、自国が難民分担の受益国となることは、結果として〔これまで反対してきた〕難民受入れの前線国であることを容認してしまうことを意味し、さらに大量の難民が到着してしまうのではないかと危機感があつたのではないかと報道もある。吉田健一郎「欧州難民問題の現状—国境管理の強化を進めるEU—」『みずほリサーチ』みずほ総合研究所, 2015.11, pp.6-7. <<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/research/r151101eu.pdf>>

(25) ハンガリーから他の加盟国へ再配置する予定だった5万4000人は、イタリアとギリシャからの再配置者数に上乗せされ、再配置総数12万人には変更がなかった。

(26) ハンガリーはイタリアから306名、ギリシャから988名の再配置を割り当てられることとなった。この措置を不服として、ハンガリーは2015年12月3日、EU司法裁判所においてEU理事会に対して「12万人割当て決定」の取消しを求める訴訟を起こしている。”Action brought on 3 December 2015- Hungary v Council of the European Union (Case C-647/15),” *Official Journal of the European Union*, C38, 2016.2.1, pp.43-44. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2016:038:FULL&from=EN>>

### (3) 再配置

12万人のうち6万6000人は、イタリア（1万5600人）及びギリシャ（5万400人）から他の加盟国に再配置される（第4条第1項）。残りの5万4000人は、この決定の施行1年後（2016年9月26日）に、同じくイタリア及びギリシャから他の加盟国へ再配置され、その配分の割合は附表と同様とする（第4条第2項）。なお、附表に示された他の加盟国への配分は、各国の人口、国内総生産（GDP）、過去の平均庇護申請数、失業率などに則して算定されたものである。

難民の流入状況の変化により、再配置方法の再検討、再配置措置の受益国の追加等を行う（第4条第3項）。また、加盟国は、再配置プロセスの続行が不可能である正当な理由が欧州委員会及び理事会に認められれば、再配置を一時的に停止することができる（第4条第5項）。

具体的な再配置手続は、まず情報交換及び分担・協力体制を整備した上で、①再配置先の加盟国による受入れ可能者数の通知、②イタリア及びギリシャによる再配置対象者の特定と通知、③再配置の決定と本人への通知、④実際の移送という流れで実施される。手続は基本的に①の通知から2か月以内に速やかに実施することとされるが、事情により実施期限の延長が可能である。また、加盟国は対象者の受入れのための施設や手段の整備を求められる。（第5条）

### (4) 財政的支援

再配置される者1名につき、この再配置措置に参加する加盟国は6,000ユーロ（約766,000円）、イタリア及びギリシャは少なくとも500ユーロ（約64,000円）を一括払いで支給される（第10条第1項）。

### おわりに

2016年2月10日、欧州委員会は、第12条の報告義務に基づき、実施状況報告書（COM(2016)85final）<sup>(27)</sup>を公表した。これによると、イタリアでは2015年10月9日スウェーデンへ19名（国籍非公表）の最初の再配置が行われて以降フィンランド、オランダ等へ279名、ギリシャでは2015年11月4日にシリア人及びイラク人30名を皮切りにフランス、フィンランド等へ218名の再配置が完了した。欧州委員会の公表時のプレスリリースは、この状況を非常に遅々とした進行状況であると評している<sup>(28)</sup>。

「12万人割当て決定」が採択された2015年9月当時は、ハンガリーをはじめとする東欧諸国の反対こそあれ、難民受入れを後押しするムードがあった。しかし、11月13日に起きたパリ同時多発テロ、12月31日のドイツ・ケルンでの集団女性暴行事件等を受けて、

---

(27) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament and the Council on the State of Play of Implementation of the Priority Actions under the European Agenda on Migration” (COM(2016)85final) 2016.2.10. <[http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/european-agenda-migration/proposal-implementation-package/docs/managing\\_the\\_refugee\\_crisis\\_state\\_of\\_play\\_20160210\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/european-agenda-migration/proposal-implementation-package/docs/managing_the_refugee_crisis_state_of_play_20160210_en.pdf)> 各加盟国の割当て数の詳細については “Annex to the Communication from the Commission to the European Parliament and the Council on the State of Play of Implementation of the Priority Actions Under the European Agenda on Migration: Relocation: State of Play Table,” (COM(2016)85final,) 2016.2.10. <[http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/european-agenda-migration/proposal-implementation-package/docs/managing\\_the\\_refugee\\_crisis\\_state\\_of\\_play\\_20160210\\_annex\\_04\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/european-agenda-migration/proposal-implementation-package/docs/managing_the_refugee_crisis_state_of_play_20160210_annex_04_en.pdf)>

(28) European Commission, “Implementing the European Agenda on Migration: Commission reports on progress in Greece, Italy and the Western Balkans,” 2016.2.10. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-16-269\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-269_en.htm)>

欧州全体の社会不安が高まり、これまで難民受入れに比較的寛容だった西欧諸国の中にも各国独自の流入抑制策を採り始める加盟国も出てきている<sup>(29)</sup>。加盟国の足並みの乱れが目立つ状況の中、EUはどのようにしてこの問題に取り組んでいくのか、今後の動きが注目される<sup>(30)</sup>。

(たむら ゆうこ)

---

(29) 一例として、オーストリアは2016年1月20日に難民受入れに上限を設ける政策を発表し、デンマークでは1月26日に難民の財産を政府が没収できる新法が成立した。

(30) 2016年3月18日、EUは域内流入の流れを抑制するためにかねてより協議を重ねてきたトルコとの間で不法移民に関する合意を取り付けた。合意内容は、トルコからギリシャに渡るシリア人不法移民をトルコへ強制送還する代わりに、強制送還した人数と同じ数だけトルコに留まるシリア人をEU側が受け入れるというものである。この合意を受け、2016年3月21日、トルコからシリア人を受け入れた加盟国に対して、ギリシャ及びイタリアからの再配置の分担人数を減らす条項を加えた「難民12万人割当て決定」の改正案（COM(2016)171final）が発表された。改正案は、2016年5月末現在、欧州議会において審議中である。European Commission, “EU-Turkey Agreement: Questions and Answers,” 2016.3.19. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-16-963\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-16-963_en.htm)>; European Commission, “Proposal for a Council Decision amending Council Decision (EU) 2015/1601 of 22 September 2015 establishing provisional measures in the area of international protection for the benefit of Italy and Greece,” COM(2016)171final, 2016.3.21. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016PC0171&qid=1462845705199&from=EN>>

# イタリア及びギリシャの利益のための国際的保護の領域における 暫定措置を制定する 2015 年 9 月 22 日の理事会決定 (EU) 2015/1601

Council Decision (EU) 2015/1601 of 22 September 2015 establishing provisional measures in the area of international protection for the benefit of Italy and Greece

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 田村 祐子 訳

## 【目次】

- 第 1 条 主題
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 範囲
- 第 4 条 加盟国への申請者 12 万人の再配置
- 第 5 条 再配置手続
- 第 6 条 この「決定」の適用を受ける国際的保護申請者の権利及び義務
- 第 7 条 イタリア及びギリシャへの運用上の支援
- 第 8 条 イタリア及びギリシャが採るべき補完的措置
- 第 9 条 更なる緊急事態
- 第 10 条 財政的支援
- 第 11 条 関連国との協力
- 第 12 条 報告
- 第 13 条 施行

欧州連合理事会は、欧州連合運営条約<sup>(1)</sup>、特にその第 78 条 (3) に鑑み、… (中略) …この「決定」を採択した。

## 第 1 条 主題

1. この「決定」は、第三国国民の突然の流入に特徴付けられる緊急事態に対するイタリア及びギリシャのよりよい対処を支援することを考慮し、これらの加盟国の利益のため国際的保護の領域における暫定措置を制定するものである。
2. 欧州委員会は、第三国国民の加盟国への大量流入に関する状況につき一定の見直しを継続するものとする。

欧州委員会は、現地の状況の展開とそれによる再配置方法への影響、及び加盟国、特に前線の加盟国における圧力の増大を考慮するために、この「決定」を改正する提案を必要に応じて提出するものとする。

## 第 2 条 定義

この「決定」の目的のため、次に掲げる定義を適用する：

---

\* この翻訳は、Council Decision (EU) 2015/1601 of 22 September 2015 establishing provisional measures in the area of international protection for the benefit of Italy and Greece を訳出したものである。注は全て訳者によるものであり、訳文中の [ ] 内の語句は、原語も含め、訳者による補記である。この翻訳における「理事会」又は「欧州連合理事会」は全て EU 理事会 (Council of the European Union) を、「委員会」は全て欧州委員会 (European Commission) を指す。なお、法令行為である大文字の 'Decision' には便宜上「」を付す。

(1) 欧州連合運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) は、欧州連合条約 (European Union Treaty) と並ぶ EU の基本条約であり、その第 78 条は庇護 (asylum) に関する措置について規定している。

- (a) 「国際的保護の申請」とは、欧州議会及び理事会指令 2011/95/EU<sup>(2)</sup> の第 2 条 (h) に定義する国際的保護の申請をいう。
- (b) 「申請者」とは、国際的保護を申請し、[それについての] 最終的な決定が未だ下されていない第三国国民又は無国籍者をいう。
- (c) 「国際的保護」とは、指令 2011/95/EU の第 2 条 (e)<sup>(3)</sup> 及び (g)<sup>(4)</sup> にそれぞれ定義される難民の資格及び補完的保護の資格をいう。
- (d) 「家族構成員」とは、規則 (EU) No604/2013<sup>(5)</sup> の第 2 条 (g) に定義される家族構成員をいう。
- (e) 「再配置」とは、規則 (EU) No604/2013 の第 3 章に定められた基準により国際的保護申請の審査に責任がある国とされる加盟国の領土から再配置先の加盟国の領土への申請者の移送をいう。
- (f) 「再配置先の加盟国」とは、規則 (EU) No604/2013 に基づき、その領土への国際的保護申請者の再配置の後に審査に責任がある国となる加盟国をいう。

### 第 3 条 範囲

1. この「決定」に基づく再配置は、イタリア及びギリシャにおいて国際的保護の申請を提出した申請者、及び規則 (EU) No604/2013 の第 3 章に規定する [申請の審査に] 責任がある加盟国を決定するための基準に拠ればこれらの国が責任がある国とされるであろう申請者についてのみ行われるものとする。
2. この「決定」に基づく再配置は、欧州連合統計局 [Eurostat] の連合全体を対象とする四半期ごとの更新統計に基づき、欧州議会及び理事会指令 2013/32/EU<sup>(6)</sup> の第 3 章に掲げる国際的保護申請の一次審査における決定のうち [国際的保護の資格の] 付与の決定の割合が 75% 以上である国に国籍を有する申請者についてのみ適用されるものとする。無国籍者の場合は、以前定常的に居住していた国を考慮するものとする。四半期ごとの更新統計は、この「決定」の第 5 条第 3 項に基づき再配置される可能性があるが未だ認められていない申請者についてのみ考慮するものとする。

---

(2) 原文ではここに注を付し、「第三国国民又は無国籍者の国際的保護の受益者としての資格、難民又は補完的保護適格者のための均一な身分、及び、許可される保護内容の標準に関する指令」を示している。この指令の第 2 条 (h) では、「国際的保護の申請」を「第三国国民又は無国籍者のうち、難民の身分又は補完的保護の身分を要求しているとみなされ得る者で、この指令の範囲外で個別に適用され得る別の種類の保護を明白に要請していない者が、加盟国からの保護を求めて行う要請」と定義している。“Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted,” *Official Journal of the European Union*, L337, 2011.12.20, pp.9-26.

(3) 同上。「難民の身分」とは、加盟国による第三国国民又は無国籍者の難民としての認定をいう。

(4) 同上。「補完的保護の身分」とは、加盟国による第三国国民又は無国籍者の補完的保護に適格な者としての認定をいう。

(5) 「第三国国民又は無国籍者により加盟国の 1 つに提出された国際的保護の申請を審査する責任を負う加盟国を決定するための基準及びメカニズムを確立する規則」を指す。この規則の第 2 条 (g) では、「家族構成員」を「配偶者（事実婚含む）、子、及び申請者が未成年の場合にはその父母又はその他の責任ある成人」と定義している。“Regulation (EU) No 604/2013 of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 establishing the criteria and mechanisms for determining the Member State responsible for examining an application for international protection lodged in one of the Member States by a third-country national or a stateless person (recast),” *Official Journal of the European Union*, L180, 2013.6.29, pp.31-59. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:3201347008&from=EN>>

(6) 原文ではここに注を付し、「国際的保護の付与及び取消のための共通手続に関する指令」を示している。この指令の第 3 章は、一次審査手続について規定している。“Directive 2013/32/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on common procedures for granting and withdrawing international protection,” *ibid.*, pp.60-95.

#### 第4条 加盟国への申請者12万人の再配置

1. 申請者12万人は、次のとおり他の加盟国に再配置されるものとする。
  - (a) 申請者1万5600人は、附表1に示す表に応じてイタリアから他の加盟国の領土に再配置する。
  - (b) 申請者5万400人は、附表2に示す表に応じてギリシャから他の加盟国の領土に再配置する。
  - (c) 申請者5万4000人は、この条第2項に従い、又は第1条第2項及びこの条第3項で言及するこの「決定」の改正を経て、附表1及び附表2に規定する数値に比例して他の加盟国の領土に再配置する。
2. 2016年9月26日の時点において、第1項(c)で言及する5万4000人は、第1項(a)及び(b)の結果に比例してイタリア及びギリシャから、附表1及び附表2に規定する数値に比例して他の加盟国の領土に再配置する。委員会は、その結果加盟国ごとに割り当てられる数値について理事会に提案を提出するものとする。
3. 2016年9月26日までに、委員会が、現地の事態の展開により、ある[別途の]再配置方法の適用が正当であるとみなす場合、又は移民の流動の急激な変化によりある加盟国が第三国国民の突然の流入に特徴付けられる緊急事態に直面し、[他の加盟国への再配置措置の]受益国となり得る見解を考慮しているとみなす場合、委員会は、第1条第2項に掲げるとおり、理事会に対して必要に応じ提案を提出することができる。

また、加盟国は、理事会及び委員会に対し、類似する緊急事態に直面していることを、適切に正当な理由を付し、通知することができる。委員会は、付された理由を評価し、第1条第2項に掲げるとおり、理事会に対して必要に応じ提案を提出することができる。
4. 委員会が、[欧州連合運営条約]議定書<sup>(7)</sup>第21号第4条に基づき当該議定書の適用を受ける加盟国が作成する通知を受け、この「決定」への当該加盟国の参加が欧州連合運営条約第331条第1項<sup>(8)</sup>に合致すると承認する場合には、理事会は、委員会の提案に基づき、当該加盟国へ再配置する申請者の数を設定するものとする。また、その結果に応じ、理事会は、同じ実施決定において、他の加盟国への割当てを比例的に減じ調整を行うものとする。
5. 加盟国は、例外的な事情がある場合には、2015年12月26日までに、理事会及び委員会に対し、第1項に基づき申請者の30%までを割り当てる再配置プロセスに一時的に参加できないことを、欧州連合条約第2条<sup>(9)</sup>に記される欧州連合の基本的価値に合致する適切に正当な理由を付し、通知することができる。

委員会は、付された理由を評価し、第1項に基づき当該加盟国に申請者の30%までを割り当てる再配置の一時的な停止について理事会に提案を提出するものとする。[理由が]正当であるとされた場合、委員会は、残りの割当てについて申請者の再配置期限を第13条第2項に掲げる期日を超えて12か月まで延長する提案を行うことができる。
6. 理事会は、1か月以内に、第5項に掲げる提案について決定を下すものとする。
7. この条第2項、第4項及び第6項、並びに第11条第2項の適用のため、理事会は、

---

(7) 自由・安全・司法分野におけるイギリス及びアイルランドの適用除外規定。

(8) 排他的権限の分野及び共通外交安全保障政策の分野以外の分野において、加盟国間で先行統合を行う際の手続に関する規定。奥脇直也・小寺彰編集代表『国際条約集 2014年版』有斐閣、2014、p.86を参照。

(9) EUの基本的価値として、人間の尊厳、自由、民主主義、平等及び法の支配の尊重、並びに少数者に属する人々の権利を含む人権の尊重を規定する。同上、p.86を参照。

委員会の提案に基づき、実施決定を採択するものとする。

## 第 5 条 再配置手続

1. この「決定」を実施するために必要とされる行政協力のため、各加盟国は、国の連絡窓口を指定し、他の加盟国及び欧州庇護支援事務所<sup>(10)</sup>に通知するものとする。加盟国は、欧州庇護支援事務所及び他の関連機関と連携し、直接の協力、及び権限を有する〔行政〕機関による第 7 項に掲げる根拠に関する情報を含む情報の交換を確立するためのあらゆる適切な手段を採るものとする。
2. 加盟国は、定期的に、及び少なくとも 3 か月ごとに、〔自国の〕領土に直ちに再配置が可能である申請者の数及び他の関連する情報を提示するものとする。
3. この情報に基づき、イタリア及びギリシャは、欧州庇護支援事務所及び可能な場合には第 8 項に掲げる加盟国の連絡担当者の助力を得て、他の加盟国に再配置することが可能な申請者を特定し、関連するあらゆる情報を可及的速やかに当該加盟国の連絡窓口へ提出する。その際、指令 2013/33/EU<sup>(11)</sup>の第 21 条及び第 22 条の意味における脆弱な申請者を優先するものとする。
4. イタリア及びギリシャは、再配置先の加盟国の承認の後、欧州庇護支援事務所と協議の上、特定した申請者を個別の再配置先の加盟国へ再配置する決定を可及的速やかに下し、第 6 条第 4 項に基づき当該申請者に通知するものとする。再配置先の加盟国は、この条第 7 項に掲げる合理的な根拠がある場合に限り、申請者の再配置を承認しない決定を下すことができる。
5. 規則 (EU) No603/2013<sup>(12)</sup>の第 9 条に規定する義務に基づき指紋の採取が必要とされる申請者については、当該規則に基づき当該者の指紋が採取され Eurodac<sup>(13)</sup>の中央システムへ送付された後でなければ再配置の提案は行われない。
6. 再配置先の加盟国の領土への申請者の移送は、この「決定」第 6 条第 4 項に掲げる移送の決定の当該者への通知日の後、可及的速やかに行われるものとする。イタリア及びギリシャは、移送の日時及び他の関連情報を再配置先の加盟国に通知するものとする。
7. 加盟国は、ある申請者が国の安全又は公共の秩序に対して危険であるとみなす合理的な根拠がある場合、又は指令 2011/95/EU の第 12 条及び第 17 条に規定する除外規定

---

(10) 欧州庇護支援事務所 (European Asylum Support Office) は、難民申請の手続、対応を共通化することを目的として 2010 年に設立された EU の一組織。藤井良広『EU の知識 第 16 版』日本経済新聞社, 2013, p.113 を参照。

(11) 「国際的保護申請者の受入基準を定める指令 (改)」を指す。この指令第 21 条及び第 22 条では未成年者、高齢者等の弱い立場にいる者の処遇に関して規定している。”Directive 2013/33/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 laying down standards for the reception of applicants for international protection (recast),” *Official Journal of the European Union, op.cit.*(5), pp.96-116. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013L0033&qid=1456114293262&from=EN>>

(12) 「規則 604/2013 を効果的に適用するため指紋認証の 'Eurodac' を創設する規則 (改)」を指す。この規則の第 9 条では、指紋採取の義務に関して規定している。“Regulation (EU) No 603/2013 of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the establishment of 'Eurodac' for the comparison of fingerprints for the effective application of Regulation (EU) No 604/2013 establishing the criteria and mechanisms for determining the Member State responsible for examining an application for international protection lodged in one of the Member States by a third-country national or a stateless person and on requests for the comparison with Eurodac data by Member States' law enforcement authorities and Europol for law enforcement purposes, and amending Regulation (EU) No 1077/2011 establishing a European Agency for the operational management of large-scale IT systems in the area of freedom, security and justice (recast),” *Official Journal of the European Union, op.cit.*(5), pp.1-30. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R0603&qid=1456114365762&from=EN>>

(13) 同上。2003 年に創設された、EU 域内の難民庇護申請者の指紋及び関連情報を登録・管理するデータベース。

を適用すべき重大な理由がある場合においてのみ、当該申請者の再配置を拒否する権利を保持する。

8. この条に記す再配置手続の全ての局面の実施のため、加盟国は、全ての関連情報を交換した後、イタリア及びギリシャとの連絡担当者の任命を決定することができる。
9. 加盟国は、欧州連合のアキ<sup>(14)</sup>に基づき、その義務を十分に果たすものとする。従って、イタリア及びギリシャは、再配置手続のための身元確認、登録及び指紋採取を保障するものとする。手続の効果的かつ管理可能な状態の維持を確保するため、欧州連合のアキに基づき、処遇について何らかの決定が速やかに下されるまで人々を一時的に宿泊させる受入施設及び手段が適切に整備されなければならない。再配置手続を回避する申請者は、再配置から除外されるものとする。
10. この条において規定される再配置手続は、可能な限り迅速に、かつ、第2項に掲げる再配置先の加盟国からの提示の時点から2か月以内に完了するものとする。ただし、第4項に掲げる再配置先の加盟国による承認が当該2か月の期間が満了する2週間前以降になされた場合はこの限りではない。この場合、再配置手続を完了するための期限は、さらに2週間を超えない期間で延長することができる。加えて、当該期間は、イタリア及びギリシャが移送の妨げとなる具体的な実務上の支障を提示する場合は、必要に応じさらに4週間延長することができる。

再配置手続が当該期限内に完了せず、かつイタリア及びギリシャが期限の合理的な延長について再配置先の加盟国と合意しない場合、イタリア及びギリシャは、規則(EU) No604/2013に基づき、国際的保護申請の審査を行う責任を持ち続けるものとする。

11. 当該申請者の再配置の後、再配置先の加盟国は、規則(EU) No603/2013の第9条に基づき申請者の指紋を採取してEurodacの中央システムへ送付し、当該規則第10条<sup>(15)</sup>及び場合に応じては第18条<sup>(16)</sup>に基づき当該データを更新するものとする。

#### 第6条 この「決定」の適用を受ける国際的保護申請者の権利及び義務

1. 加盟国は、この「決定」を実施する際、子どもの最大の利益を優先して考慮するものとする。
2. 加盟国は、この「決定」の範囲に該当する家族構成員が同一の加盟国の領土へ再配置されることを確保するものとする。
3. イタリア及びギリシャは、申請者の再配置の決定より前に、当該申請者が理解する又は理解すると合理的に考えられる言語で、この決定に規定する再配置手続について当該申請者に通知するものとする。
4. イタリア及びギリシャは、申請者を再配置する決定が下された後、実際の再配置より前に、再配置の決定につき当該者に書面で通知するものとする。当該決定は、再配置先の加盟国を特定しているものとする。
5. 再配置先の加盟国以外の加盟国の領土に滞在の条件を満たさずに入国する国際的保護の申請者又は受益者は、直ちに帰還することを要求される。再配置先の加盟国は、当該者を遅滞なく帰還させるものとする。

---

(14) アキ(acquis)は、EUの基本条約から規則、指令、判例法等までの全ての蓄積された法体系の総称。

(15) Eurodacの中央システムへ送るデータの内容に関する規定。*Official Journal of the European Union, op.cit.*(12)

(16) 同上。データの登録(marking)に関する規定。

## 第 7 条 イタリア及びギリシャへの運用上の支援

1. [欧州連合加盟国の] 域外国境において現在増大している移民 [流入の] の圧力に起因する難民及び移民制度への例外的な圧力に対するイタリア及びギリシャのよりよい対処を支援するため、加盟国は、欧州庇護支援事務所、欧州対外国境管理庁<sup>(17)</sup> 及び他の関連機関が調整する関連活動を通じた国際的保護の領域における運用上の支援を、特に次に掲げる支援活動について自国の専門家を必要に応じて提供することにより増強するものとする。
  - (a) イタリア及びギリシャに到着した第三国国民についての明確な身元同定、指紋採取及び登録を含む適格審査、並びに、場合に応じ、国際的保護申請の登録及びイタリア又はギリシャの要請に基づく初期手続
  - (b) [国際的保護の] 申請者又はこの「決定」に基づき再配置される可能性がある潜在的な申請者に対する、必要な情報及び個別の援助の提供
  - (c) 国際的保護申請を行わなかった、又は [イタリア及びギリシャの] 領土に滞留する権利が失効した第三国国民の帰還活動のための準備及び調整
2. 第 1 項に基づき提供する支援に加え、及び再配置手続の全ての段階の実施を促進する目的のため、欧州庇護支援事務所、欧州対外国境管理庁及び他の関連機関が調整する関連活動を通じた個別の支援が、イタリア及びギリシャに適切に提供されるものとする。

## 第 8 条 イタリア及びギリシャが採るべき補完的措置

1. イタリア及びギリシャは、決定 (EU) 2015/1523<sup>(18)</sup> の第 8 条第 1 項に規定する義務に留意し、2015 年 10 月 26 日までに、この「決定」の適切な実施を確保するための必要事項を考慮した最新の工程表を理事会及び委員会へ通知するものとする。
2. 第 1 条第 2 項及び第 4 条第 3 項に基づき、他の加盟国の利益のためにこの「決定」を改正する場合には、当該加盟国は、理事会における関連する改正の決定の施行日に、理事会及び委員会に対して工程表を提示するものとする。当該工程表は、庇護、最初の受入れ及び帰還の領域におけるその国の制度の受容力、水準及び効率を向上させる適切な措置、並びにこの「決定」の適切な実施を確保するための措置を含むものとする。当該加盟国は、当該工程表を完全に実施するものとする。
3. イタリア又はギリシャが第 1 項に掲げる義務を遵守しない場合、委員会は、当該加盟国に見解を提示する機会を与え、この「決定」の当該加盟国における適用を 3 か月までの期間停止することを決定することができる。委員会は、さらに 3 か月までの期間停止を 1 回のみ延長することを決定できるものとする。この停止は、第 5 条第 4 項に基づく再配置先の加盟国の認可の後に実施される申請者の移送に影響を及ぼすものではない。

---

(17) 欧州対外国境管理庁 (Frontex) は、EU 域内での人、モノ、カネ、サービスの移動の自由化に伴い、国境規制の共通化と犯罪防止等の共通化を進めるために 2004 年に設立された EU の一組織。藤井 前掲注 (10), p.111 を参照。

(18) 「イタリア及びギリシャの利益のための国際的保護の領域における暫定措置を制定する 2015 年 9 月 14 日の理事会決定」を指す。この決定の第 8 条第 1 項では、イタリア及びギリシャの工程表作成の義務に関して規定している。“Council Decision (EU) 2015/1523 of 14 September 2015 establishing provisional measures in the area of international protection for the benefit of Italy and of Greece,” *Official Journal of the European Union*, L239, 2015.9.15, pp.146-156. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52015PC0286&qid=1460363769913&from=EN>>

## 第9条 更なる緊急事態

ある加盟国において第三国国民の突然の流入により特徴付けられる緊急事態が生じた場合、欧州連合運営条約の第78条第3項に基づき、理事会は、委員会の提案に基づき、及び欧州議会への諮問を経た後、当該加盟国の利益のための暫定措置を採択することができる。この措置には、適切な場合には、この「決定」に規定する当該加盟国の再配置への参加の停止、並びにイタリア及びギリシャに対して採りうる代償措置を含めることができる。

## 第10条 財政的支援

- この「決定」に基づき再配置される者1名ごとに、
  - 再配置先の加盟国は6,000ユーロ [約766,000円]<sup>(19)</sup>を一括払いで受け取るものとする。
  - イタリア又はギリシャは、少なくとも500ユーロ [約64,000円]を一括払いで受け取るものとする。
- この財政的支援は、規則 (EU) No516/2014 の第18条<sup>(20)</sup>に定める手続の適用により実施するものとする。当該規則に規定する事前支払いに関する取決めの例外として、加盟国には、2016年に、この「決定」に基づく割当て総額の50%が支払われるものとする。

## 第11条 関連国との協力

- 委員会の援助を得て、イタリアと、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスの各国との間で、並びにギリシャと、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスの各国との間で、イタリア及びギリシャの領土からこれらの諸国への申請者の再配置について2国間の協定を締結することができる。この「決定」の中核となる部分、特に再配置手続並びに申請者の権利及び義務に関する部分は、これらの協定において適切に考慮するものとする。
- このような2国間の協定が締結される場合には、イタリア及びギリシャは、理事会及び委員会に対し、協定の締結国に再配置される申請者の数を通知するものとする。理事会は、その結果に応じ、委員会からの提案に基づき、加盟国への割当てを比例的に減じ調整を行うものとする。

## 第12条 報告

委員会は、加盟国及び関連機関が提供する情報に基づき、理事会に対して6か月ごとにこの決定の実施について報告するものとする。

委員会は、イタリア及びギリシャが提供する情報に基づき、理事会に対して6か月ごとに第8条に掲げる工程表の実施について報告するものとする。

## 第13条 施行

- この「決定」は、『欧州連合官報』におけるその公布日<sup>(21)</sup>に施行するものとする。
- この「決定」は、2017年9月26日まで適用するものとする。

---

(19) 1ユーロは約127.65円(2016年4月分報告省令レート)。

(20) 「庇護、移民及び統合の基金に関する、欧州議会及び理事会決定 No 573/2007/EC 及び No 575/2007/EC 並びに理事会決定 2007/435/EC を廃止し、並びに理事会決定 2008/381/EC を改正する 2014年4月16日付の欧州議会及び理事会規則を指す。“Regulation (EU) No 516/2014 of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 establishing the Asylum, Migration and Integration Fund, amending Council Decision 2008/381/EC and repealing Decisions No 573/2007/EC and No 575/2007/EC of the European Parliament and of the Council and Council Decision 2007/435/EC.” *Official Journal of the European Union*, L150, 2014.5.20, pp.168-194. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0516&from=EN>>。この規則の第18条では、国際的保護の受益者の移動のための財政的支援とその手続に関して規定している。

(21) 公布は、2015年9月24日である。

3. この「決定」は、2015 年 9 月 25 日から 2017 年 9 月 26 日までにイタリア及びギリシャの領土に到着する者、及び 2015 年 3 月 24 日以降にイタリア及びギリシャの領土に到着していた申請者に対して適用するものとする。

2015 年 9 月 22 日、ブリュッセルにて採択

理事会議長 J. アセルボーン

附表1  
イタリアからの割当て

	加盟国ごとの割当て（申請者1万5600名を再配置）
オーストリア	462
ベルギー	579
ブルガリア	201
クロアチア	134
キプロス	35
チェコ	376
エストニア	47
フィンランド	304
フランス	3,064
ドイツ	4,027
ハンガリー	306
ラトビア	66
リトアニア	98
ルクセンブルク	56
マルタ	17
オランダ	922
ポーランド	1,201
ポルトガル	388
ルーマニア	585
スロヴァキア	190
スロヴェニア	80
スペイン	1,896
スウェーデン	567

附表 2  
ギリシャからの割当て

	加盟国ごとの割当て (申請者5万400名を再配置)
オーストリア	1,491
ベルギー	1,869
ブルガリア	651
クロアチア	434
キプロス	112
チェコ	1,215
エストニア	152
フィンランド	982
フランス	9,898
ドイツ	13,009
ハンガリー	988
ラトビア	215
リトアニア	318
ルクセンブルク	181
マルタ	54
オランダ	2,978
ポーランド	3,881
ポルトガル	1,254
ルーマニア	1,890
スロヴァキア	612
スロヴェニア	257
スペイン	6,127
スウェーデン	1,830

(たむら ゆうこ)